

議案第 87 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 に規定する固定資産税の課税標準の特例）

第 39 条の 4 法第 349 条の 3 に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

- (1) 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合 3 分の 1
- (2) 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合 3 分の 1
- (3) 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合 3 分の 1

附則第 8 項の見出し中「固定資産税等」を「法附則第 15 条及び法附則第 15 条の 8 に規定する固定資産税等」に改め、同項第 8 号中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同項第 9 号中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同項第 10 号中「附則第 15 条第 31 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項第 11 号中「附則第 15 条第 33 項第 1 号」を「附則第 15 条第 32 項第 1 号」に改め、同項第 12 号中

「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同項第13号を削り、同項第14号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号を削り、同項第16号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1

(16) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2

附則第8項第17号中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

2 改正後の条例第39条の4の規定は平成30年度以後の年度分の固定資産税について、同条例附則第8項第15号及び第16号の規定は平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。